

# 令和五年度 夜間中学の設置促進・充実事業

認定特定非営利活動法人カタリバ 報告書作成日 令和6年3月15日



## 目次

本事業の背景

Ⅱ 本事業の目的と明らかにしたいポイント

Ⅲ 実施内容

Ⅳ 得られた成果と課題

## 本事業のサマリー



#### 背景

- ・夜間中学の学校数は増加しており、**生徒像にも変化**がみられる。
- ・不登校の児童生徒は増加の一途をたどっており、どの機関の支援にもつながっていない児童生徒が増加している。
- ・不登校の学齢生徒が昼間の中学校に在籍しながら**夜間中学に通級する事例(通級モデル)が創出され、不登校支援メニューの一つに位置付けられる**。

#### 目的

- 以上の背景を受けて、本事業は下記の2つの実証ポイントについて調査研究を行った。
- 1. 夜間学級における不登校生徒受け入れを担う「夜間中学コーディネーター」の導入可能性とその役割
- 2. 不登校支援の選択肢の一つとしての夜間中学通級の認知度向上

# 成果

#### 課題

成果として、令和4年度に実施した足立区に加えて**松戸市において通級受け入れ準備を整えることができた**。さらに、夜間中学設置検討段階で学齢生徒通級モデルの採用を検討している自治体があらわれており、**通級モデルの認知度が向上**している。

課題として、夜間中学において**学齢生徒の受け入れを阻む4つの観点**が存在していることが明らかになった。さらに、通級モデル導入には**教育支援センターとの連携が重要**であり、**コーディネーターのアセスメント力や支援関係者の事業理解が必要**であることが明らかとなった。





## 夜間中学と不登校をめぐる状況



本事業は、夜間中学の目的の一つである、学齢期に十分な義務教育を受けることができなかった「入学希望既卒者」に教育を受ける機会を提供することに加え、新たな役割として、**不登校・不登校傾向となっている学齢生徒などに対する学びの場の提供**という一つの**不登校支援策としての可能性**を模索するため、下記の背景を受けて実施する。

#### (1) 夜間中学をめぐる近年の動向

- ●【p.6】全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学の設置に向け、**学校数が増加** している。
- ●【p.7】夜間中学における多様な生徒の受け入れが進み、**生徒像に変化**がみられる。
- ●【p.9-10】**学齢生徒に対する学びの場や支援の選択肢の一つ**として夜間中学が位置付けられる。

#### (2) 不登校児童生徒の近年の動向

- ●【p.11】**不登校の児童生徒は増加**の一途をたどっている。
- ●【p.12】 支援が拡充する一方で、**どの機関の支援にもつながっていない児童生徒が増加**している。

#### (3) 令和4年度(足立区)の成果

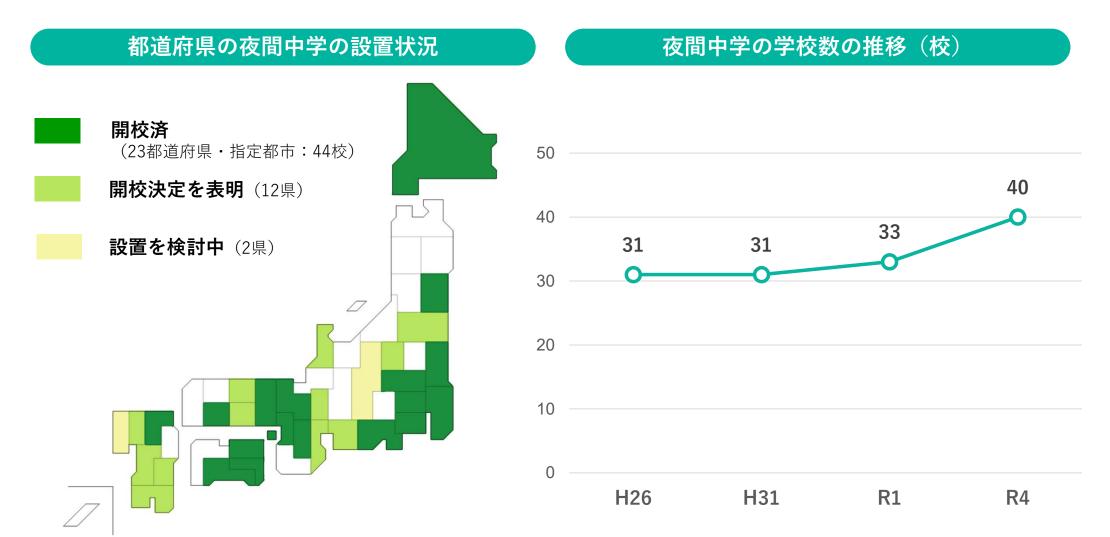
- ●【p.13】令和4年度夜間中学設置促進・充実事業実証実験において コーディネーターを中心とした**夜間中学への接続ルートが開拓**された。
- ●【p.14】不登校の学齢生徒が昼間の中学校に在籍しながら、**夜間中学に通級する事例が創出**された。

#### 事業背景(1)

## 夜間中学の現状



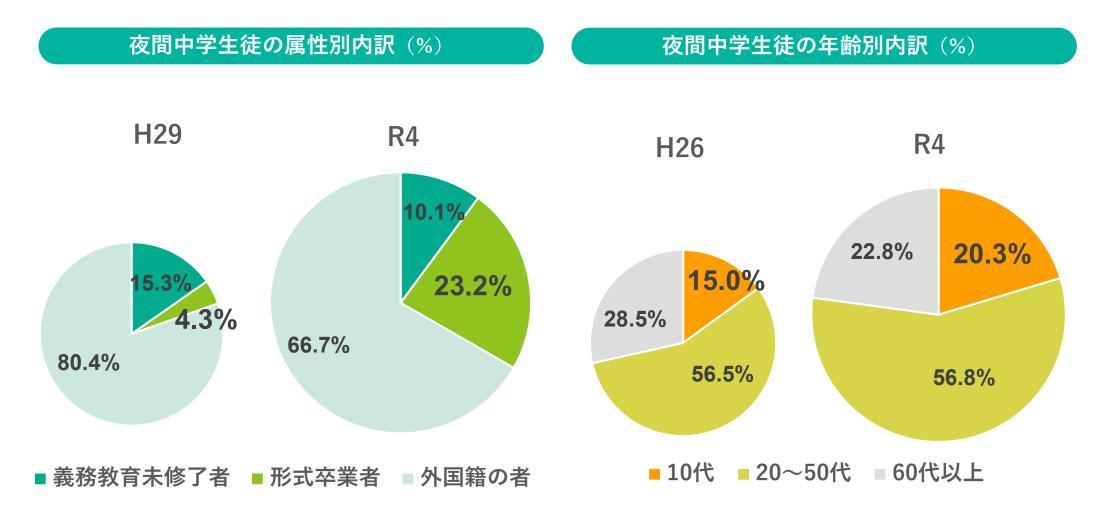
令和5年10月時点で開校済または開校を決定している自治体は38都道府県・指定都市となり、**全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学の設置**が促進されている。



## 夜間中学の現状



夜間中学における多様な生徒の受け入れが進み、**生徒像の変化**がみられる。 「**形式卒業者」の増加**(4.3%→23.2%)**10代の割合増**(15.0%→20.3%)



(参照) 文部科学省「夜間中学等に関する実態調査|

## 夜間中学の現状



#### (参考) 関連条文等抜粋

#### 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針(平成29年3月31日)

- 3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項
- (1) 夜間中学等の設置の促進等
- ① 設置の促進

法第14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、平成28年度現在、夜間中学は8都府県25市区31校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。また、平成29年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

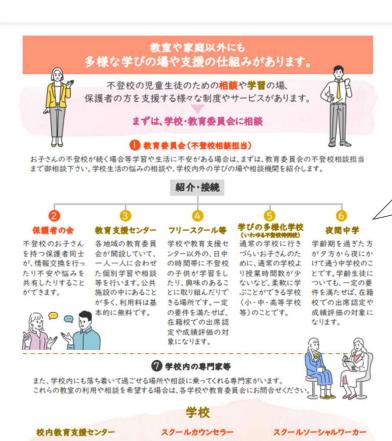
#### (2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような**義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者**、また、<u>不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ</u>、教育機会の提供を行うことが期待されている。 さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、<u>不登校となっている</u>学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。

## 不登校支援としての夜間中学の活用



## 教育機会確保法パンフレットに **多様な学びの場や支援の選択肢の一つ**として記載された。



# 6

#### 夜間中学

学齢期を過ぎた方がら夜にから夜にからです。学齢生徒のとです。学齢生のといても、一定を満たせば、在籍校での出席の対象はます。

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した居場所のことです。お子さんのペースに合わせて相談に乗ってくれたり学習のサポートをしてくれたりします。

児童生徒の心のケアや、ストレス への対処法心理の専門家で、 教育委員会から学校などに派遣 または配置される方のことです。 公認心理節や臨床心理士などの 資格を持っている方が多いです。



児童生徒やその保護者に福祉・ 医療的な支援が必要な場合に、 福祉の窓口につないでくれたり する福祉の専門家で、教育委員会 から学校などに派遣または配置さ れる方のことです。社会福祉士や 精神保健福祉士などの資格を 持っている方が多いです。

## 不登校支援としての夜間中学の活用



#### (参考) 関連条文等抜粋

#### 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知:令和元年10月25日)

#### <学校教育の意義・役割>

児童生徒の**才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上**で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、**中学校夜間学級(以下、「夜間中学」という。)での受入れ**など、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

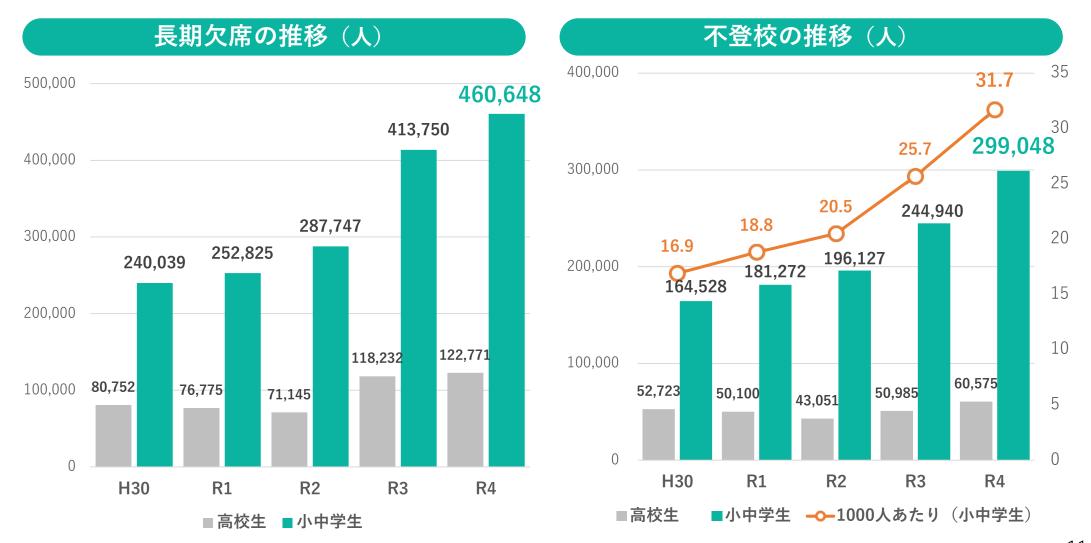
#### <学校等の取組の充実:不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保>

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、**夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能**であること。

## 近年の不登校の状況について①



**令和4年度には小・中学校における不登校児童生徒数は**299,048人であり、 前年度から54,108人(22.1%)増加し、**過去最大**数になっている。



出典:文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

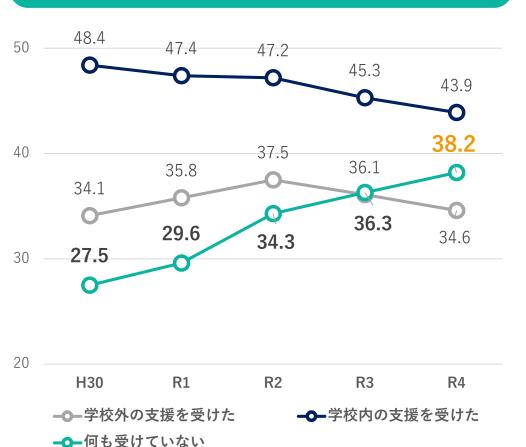
## 近年の不登校の状況について②



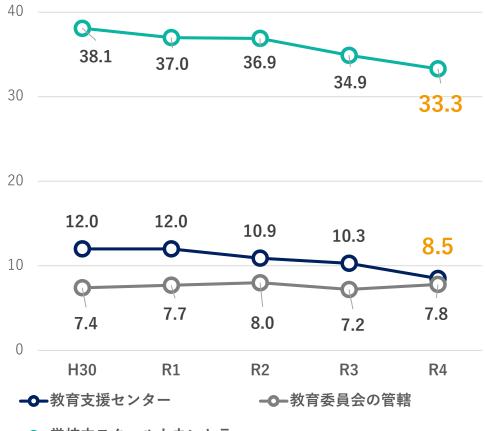
不登校児童生徒数が増加する中、

教育支援センターの設置やSC等の配置による学校内外の支援が拡充する一方で、 **どの機関の支援にもつながっていない児童生徒は依然として増加**している。

#### 児童生徒の支援状況について(%)



#### 学校内外の機関等での支援状況について(%)



-─-学校内スクールカウンセラー

## 令和4年度(足立区)の成果



令和4年度夜間中学設置促進・充実事業実証実験において、 コーディネータを中心とした**夜間中学への接続ルートの開拓**を行った。 不登校の学齢生徒が昼間の中学校に在籍しながら、**夜間中学に通級する事例を創出**した。 (足立区在住の3名の生徒が実際に通級、うち1名は学齢超過後4月から夜間中学に入学)

#### 不登校の学齢生徒の夜間中学通級モデル







## 本事業の目的と実証実験で明らかにしたいポイント

## 夜間中学の設置促進・充実事業(調査研究)



委託研究

夜間中学における教育活動充実に係る調査研究

夜間中学における教育活動を充実するため、入学希望既卒者(主に不登校経験者)や不登校・不登校傾向となっている学齢生徒などが学ぶ場という新たな夜間中学の役割を、より多くの自治体において実現することのできるように、当該団体の保有する知見を活用して夜間中学設置自治体の取組を支援するとともに、その役割を広く一般に周知・広報することで、見えにくいニーズの掘り起こしにつなげるべく、下記に関する調査研究を実施した。

## A. 夜間中学設置自治体の支援 (夜間中学コーディネーターの育成)

不登校の学齢生徒の夜間中学への 通級をサポートする コーディネーターの支援

### B. 広報活動の支援

夜間中学の認知向上・取組発信に関する広報活動の支援 ( 、



## 本事業で明らかにしたいポイント



## 実証ポイント

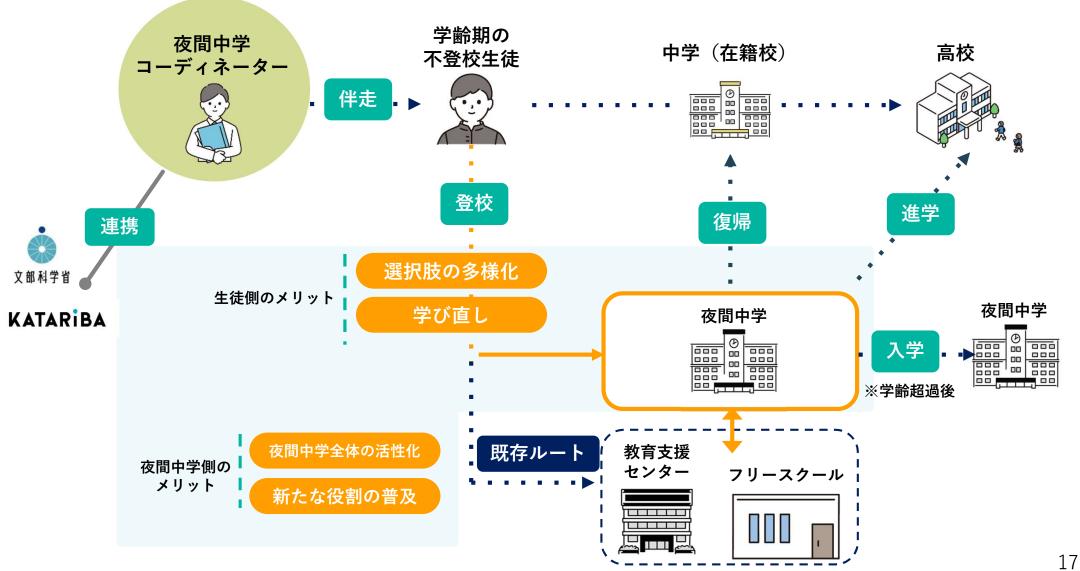
- 1. 夜間学級における不登校生徒受け入れを担う 「夜間中学コーディネーター」※1の導入可能性とその役割
- 2. 不登校支援の選択肢の一つとしての夜間中学通級 ※ 2 の認知度向上

- ※1 自治体において不登校生徒の夜間学級受け入れに際し、中心的な役割を担う 教育委員会の担当者、SSW/SC、夜間中学の養護教諭などを想定
- ※2 在籍校を持ちながら夜間学級に通うこと

## 事業実施のイメージ



本事業では不登校生徒の**多様な教育機会を創出**するだけでなく、 **夜間中学全体の活性化や新たな役割、機能拡張の方向性を模索**する。







## 実施内容の概要



A. 夜間中学設置自治体の支援 (夜間中学コーディネーターの育成)

B. 夜間中学全体の広報活動の支援 (夜間中学の認知向上・理解促進)

**A-1. 実施自治体への支援** 松戸市

A-2. 実施検討自治体への支援

A-3. 実施予定自治体へのヒアリング

A-4. 学びの多様化学校へのヒアリング

B-1. 教育委員会に対する事業説明

- 夜間中学設置促進説明会
- -個別の事業説明

B-2. インタビュー記事の公開

#### 実施体制

**統括責任者:**今村 久美(代表理事)

事業責任者: 渡邊 雄大 事業担当者: 内藤 沙織

#### 期間

2023年7月~2024年3月15日

## \*\*t.ocha.

## A-1. 実施自治体への支援

■ 夜間中学における不登校の学齢生徒の受け入れ及び夜間中学コーディネーターの 育成を検討している自治体に対して事業 参画を呼び掛けた。

対象:夜間中学設置自治体及び令和6年度 設置予定自治体

#### 実施結果

- → 事業説明会に2自治体の申し込み
- ➡ 2自治体による実施検討
- → 1自治体(千葉県松戸市)事業参画

#### 令和5年度「夜間中学の設置促進・充実 事業(調査研究)」参画登録フォーム

#### ✓ 趣旨及び内容

令和4年度の「夜間中学の設置促進・充実事業」において、不登校・不登校傾向となっている学齢生徒などが学ぶ新たな選択肢として、夜間中学での学び直しや新たな学びの場としての先進事例の創出及び課題の把握を行い、当該調査研究において、不登校生徒の受入れに必要となる、生徒とその保護者、夜間中学、在籍校といった多様な関係者をつなぐ役割の重要性、不登校生徒の受入れ支援モデルの構築の重要性が指摘された。令和5年度は、本事業受託事業者であるNPO法人カタリバが上記の取組のさらなる展開に向け、夜間中学において不登校生徒の受入れを行うに際し、重要な役割を担うコーディネーターの育成とともに当該コーディネーターの伴走サポートを行う。ここでいう伴走サポートとは、学齢期の不登校生徒の夜間中学への接続から授業伴走に関して、コーディネーターの役割に関する助言及び事例共有などの勉強会や意見交換会の開催などをさす。ついては、当該コーディネーターの育成及び伴走サポートを希望する夜間中学設置自治体、当該コーディネーターの育成を希望する夜間中学設置予定自治体(以下、「実施自治体」という。)をそれぞれ募ることとする。

(参考) 令和4年度「夜間中学の設置促進・充実事業」(調査研究): 文部科学省

#### √ 実施自治体の条件

- 1 夜間中学を設置している教育委員会、または、令和6年度に夜間中学の設置を予定している教育委員会であること。
- 2 令和5年度(未設置自治体においては令和6年度)に不登校の学齢生徒を夜間中学において受入れることを具体的に検討している教育委員会であること、ここでいう受入れとは、不登校生徒は在籍校に所属をしながら夜間中学に通学することをさす。
- 3 本企画で育成するコーディネーター本人が本企画への参画を了承していること、また、夜間中学設置自治体においては、不登校生徒を受け入れる夜間中学、生徒の在籍校となる中学校も含め、本企画への参画を了承していること。
- ※ 育成するコーディネーターは、実施自治体の教育委員会勤務者(スクールソーシャル ワーカーやスクールカウンセラー等)を原則とするが、夜間中学勤務者(教育相談コーディネーターや養護教諭等)も可能とする。ただし、いずれの場合にも、服務上の取扱いについて、所属する地方公共団体の条例や規則等に基づき、適切に対応すること。なお、1つの教育委員会につき5名を超えない範囲とすること。

## 実施体制・実証フィールド



#### 実証フィールド

**実証自治体:**松戸市

協力校:松戸市立第一中学校みらい分校夜間学級

教職員数:17名(校長1人、教頭1人、教諭等12人、

市費負担職員3人(日本語スタッフ等))

**連携:**松戸市教育委員会

夜間中学担当

· 学校教育部 学習指導課

不登校支援担当

· 学校教育部 児童生徒課

#### みらい分校概要 (パンフレットから抜粋)

・平成31(2019)年4月開校

・生徒数:23名(令和5年5月現在)

#### 【学年別】

1年	2年	3年
3	12	8

#### 【入学条件別】

義務教育未修了者	入学希望既卒者
5	18

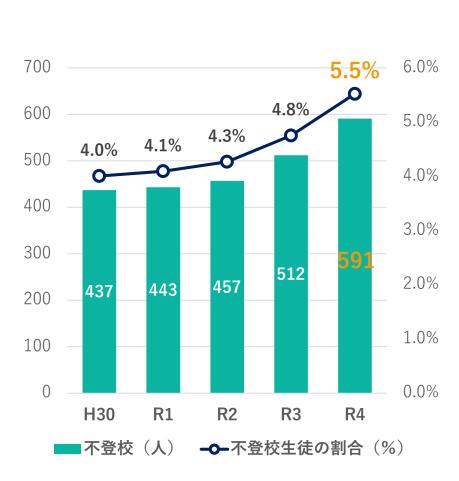
#### 【年代別】

10代	20代	30代	40代	50代
15	5	0	2	1

## 松戸市における不登校支援の現状



不登校の児童生徒が増加する中、**教育支援センターの機能を拡充**し、 教育相談のみならず、アウトリーチ型支援、学級形式の支援を実施している。



出典:松戸市教育委員会『令和5年度松戸の教育』

# 教育支援センターふれあい学級学級形式の支援<br/>〈主な活動〉<br/>・自主学習活動<br/>・教科指導<br/>・学級行事

ほっとステーション



教育相談



活動のできる居場所としての支援・アウトリー ーチ型の支援活動

(校外学習、宿泊体験学習、文化発表会等)

〈主な活動〉

• 心理相談

- ・家庭訪問
- ・運動、遊び活動
- 学習アドバイス
- ・心理相談

不登校に関する個別相談 (対象:小中学生、保護者)

年度	令和4年度				
内容	件数	回数			
計	358	2,350			



#### 1. 導入検討段階

- 1-1. 教育委員会の夜間中学・不登校支援担当部署の事業理解
- 1-2. 不登校支援における夜間中学事業の位置づけ確認

#### 2. 実施フロー検討段階

- 2-1. 通級受け入れに向けた準備
- 2-2. 夜間中学内事業理解 一校長会・職員会議での事業周知
- 2-3. 教育委員会と夜間中学の連携

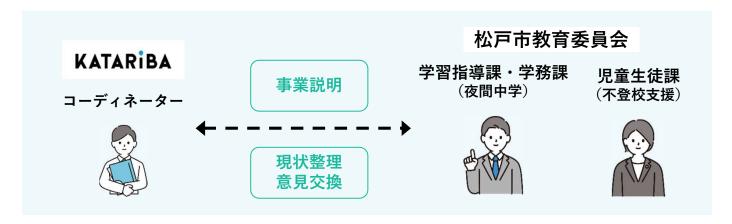
#### 3. 学齢生徒受け入れ段階



#### 1. 導入検討段階

#### 1-1. 教育委員会の夜間中学・不登校支援担当部署の事業理解

弊団体スタッフより、令和4年度の事例を用いながら、教育委員会の担当者向けに事業説明を行い、 事業開始にあたって松戸市の不登校支援の現状整理を行った。



#### 〈松戸市の現状整理〉

- ・事業導入には学務課(夜間中学学籍関係)、学習指導課(夜間中学教育課程関係)、児童生徒課 (不登校支援)と3課の連携が必要
- ・夜間中学は形式卒業者が約半数を占める、最近外国ルーツの生徒も増加
- ・受け入れ体制に懸念あり(特に、日本語指導が必要な生徒の対応に追われている)
- ・ただし、教育支援センターが不登校支援のハブ機能を担っていること、夜間中学に隣接している という点で連携のための条件は整っていることを確認



#### 1. 導入検討段階

#### 1-2. 不登校支援における夜間中学事業の位置づけ確認

#### 〈松戸市の現状〉

- ①教育支援センターによる包括的な支援メニューの整備
- ②児童生徒課がハブ機能を担い、生徒に合った支援への接続の仕組み

#### 【上記の機能に以下の内容を追加】

- ・夜間中学への通級を支援メニューの一つに位置づけ
- ・夜間中学への通級生徒も、児童生徒課がコーディネートを担う
- ・カタリバとの連携:受け入れや通級のサポート、月1回の伴走支援

#### 【松戸市における不登校支援への接続イメージ】

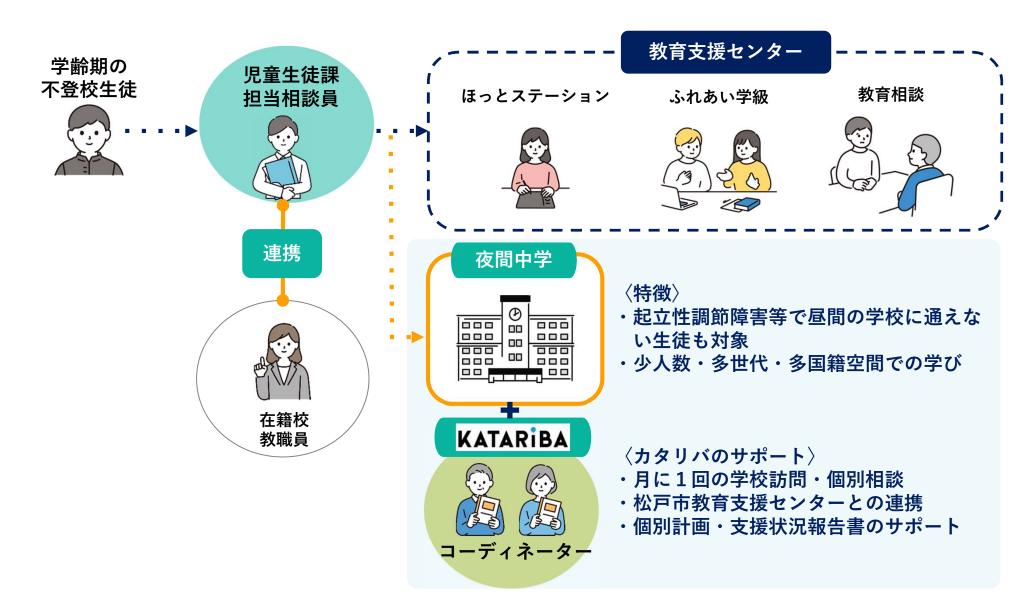


## 松戸市での実施イメージ



#### 既存の不登校支援メニューに夜間中学への通級及びカタリバのサポートを追加し、

教育支援センターのハブ機能を使って、夜間中学に適した生徒の接続を行う。



## 2. 実施フロー検討段階



#### 2. 実施フロー検討段階

#### 2-1. 通級受け入れに向けた準備

- ① **実施要綱の改正**(令和5年12月1日)
- ・松戸市教育支援センター事業実施要綱に「夜間学級」での連携について追加

松戸市教育支援センター事業実施要綱の一部を改正する新旧対照表

(下線部分は改正部分)

現 行	改正案
(関係機関との連携)	(関係機関との連携)
第16条 学習指導支援スタッフ等	第16条 学習指導支援スタッフ等
は、スクールソーシャルワーカー	は、スクールソーシャルワーカー
や関係機関等との連携・協力を適	ヤ関係機関等との連携・協力を適
切に図り、不登校児童生徒の共通	切に図り、不登校児童生徒の共通
理解を深め、指導及び支援に当た	理解を深め、指導及び支援に当た
る。	る。
	2 教育委員会は、諸事情により松
	戸市教育支援センターに通えない
	<u>等、夜間に通級することが適して</u>
	いる生徒に対して、松戸市立第一
	中学校みらい分校と連携し、指導
	及び支援に当たる。
	1

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

- ② 緊急時のフロー整理
- ・夜間中学通級時(夜間)の緊急時の対応確認
  - -19時まで児童生徒課職員が対応
  - それ以降は市役所のホットラインに連絡



## 2. 実施フロー検討段階



#### 2. 実施フロー検討段階

- 2-1. 通級受け入れに向けた準備
- ③ 通級申請書の作成
- ・通級開始に伴う手続きの整理
  - ー 在籍校を通した通級申請の仕組み
  - 在籍校作成の「調査書」を添付 し、夜間学級と学習の記録を共有

松戸市教育委員会	
学校教育部長 様	
	保護者氏名(自署)
	児童生徒との続柄
松	公戸市立第一中学校みらい分校通級申請書
下記の児童生徒につい	て、松戸市立第一中学校みらい分校への通級を申請いたします。
下記の児童生徒につい	て、松戸市立第一中学校みらい分校への通級を申請いたします。
下記の児童生徒につい	て、松戸市立第一中学校みらい分校への通級を申請いたします。 記
下記の児童生徒については、「おおいま」では、「おおいま」では、「ないま」では、「ないまま」では、「ないまま」では、「ないま」では、「ないま」では、「ないま」では、「ないま」では、「ないま」では、「ないま」では、「ないま」では、「ないま」では、「ないま」では、「ないま」では、「ないまま」では、これまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	
保護者記載欄	SÉ
保護者記載欄 学校名・学年・組	ja z
保護者記載欄 学校名・学年・組 <sup>ふりがな</sup> 生徒氏名	松戸市立 中学校 年 組
保護者記載欄 学校名・学年・組 <sup>ふりがな</sup> 生徒氏名 住所	ja z
保護者記載欄 学校名・学年・組 <sup>ふりがな</sup> 生徒氏名	記 松戸市立 中学校 年 組 TEL ( )
保護者記載欄 学校名・学年・組 <sup>ふりがな</sup> 生徒氏名 住所	松戸市立 中学校 年 組

↑松戸市通級申請書(案)を参考に作成

松戸市立○○中学校 校長 □□□□□

## 2. 実施フロー検討段階



## 2. 実施フロー検討段階

- 2-1. 通級受け入れに向けた準備
- ④ 在籍校への報告フロー整理
- ・通級及び指導の状況報告書の作成
  - 一 在籍校へ通級回数や様子等を 報告
- ▶夜間中学への通級を「出席扱い」 とすることを可能にするため

令和5年 月 日

松戸市立OOO中学校長 様

松戸市教育委員会 児童生徒課長

松戸市立第一中学校みらい分校通級および指導の状況について(報告)

9月中のみらい分校における通級および指導の状況について、下記のとおり報告します。

記

| 通級生徒氏名·学年

第 学年 氏名

2 相談および指導を行った日

日	曜	記号	日	曜	記号	日	曜	記号	日	曜	記号
1	金		9	土		17	日		25	月	
2	土		10	日		18	月		26	火	
3	日		11	月		19	火		27	水	
4	月		12	火		20	水		28	木	
5	火		13	水		21	木		29	金	
6	水		14	木		22	金		30	土	
7	木		15	金		23	土				
8	金		16	土		24	日				

※記入上の記号 ○…出席(全日) チ…遅刻 ソ…早退 ×…欠席

3 通級児童生徒の状況 令和 年 月 日より通級開始

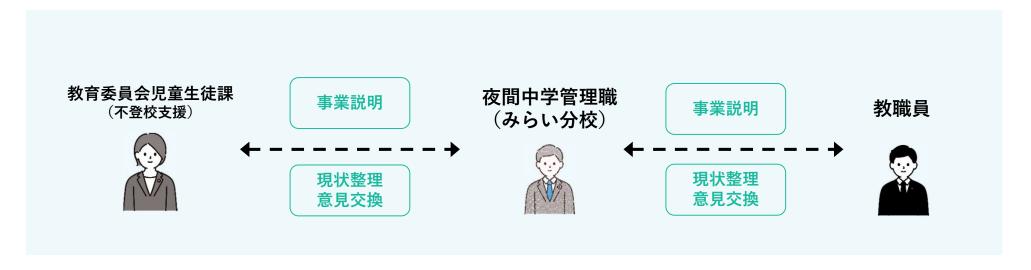
↑松戸市通級報告書(案)を参考に作成



#### 2. 実施フロー検討段階

2-2. 夜間中学内事業理解

事業開始にあたって、夜間中学管理職より校長会及び職員会議にて事業説明及び意見交換の場がもたれた



教職員から出た意見・質問

→主に受け入れ対象者、通級決定までの流れ、通級決定後の流れに関するもの

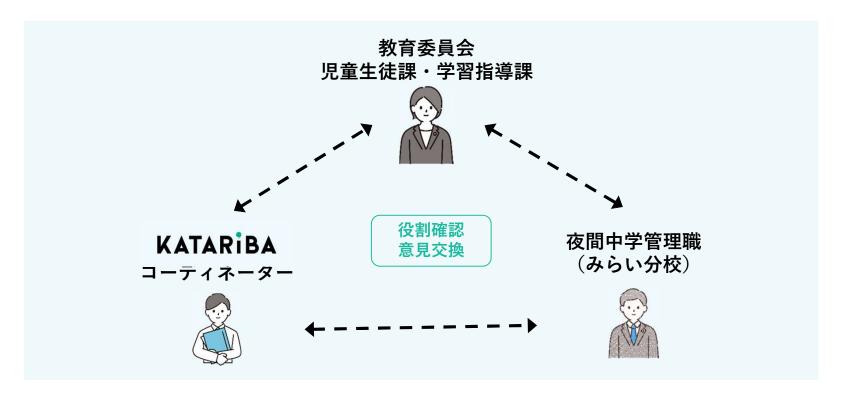
#### 【主な論点】

- \*夜間中学に合う対象生徒をどのように選定するのか
- \*何をゴールに指導(支援)を行うのか
- \*追加の人員配置は必要ではないのか



#### 2. 実施フロー検討段階

- 2-3. 教育委員会と夜間中学の連携
- ① 実施フロー(案)をもとに、**夜間学級での支援のイメージや役割分担について確認** ステークホルダーで集まり、生徒の受け入れまでのフローに関して、疑問点等を解消しなが ら役割について確認を行った。

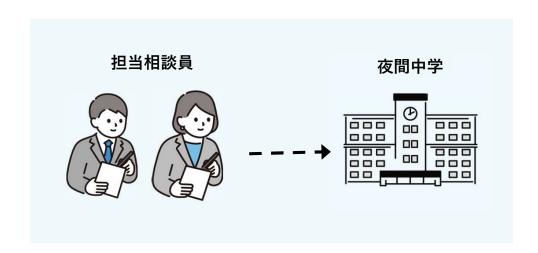




#### 2. 実施フロー検討段階

- 2-3. 教育委員会と夜間中学の連携
- ② 夜間中学コーディネーターによる夜間中学授業見学

みらい分校に隣接している教育支援センター 職員(相談員/SSW/SC)による夜間中学の授 業見学が実施された。夜間中学の雰囲気や学齢 生徒の通級イメージを共有し、夜間中学に合う 生徒像の絞り出しが行われた。





↑松戸市教育支援センターと松戸市立第一中学校みらい分校

## 松戸市での実施フロー(案)



#### 1-1. 受け入れの調整

保護者・生徒





夜間中学への 通級を検討

担当相談員



夜間中学への 通級を打診



夜間中学への 通級を打診



みらい分校



情報共有

KATARIBA

支援計画 コーディネーター



#### 1-2. 在籍校との調整

みらい分校



受け入れ調整 体験日の提案

児童生徒課



担当相談員



情報共有



在籍校

## 松戸市での実施フロー (案)



#### 2-1. 体験日の調整

担当相談員

体験日の調整

生徒



夜間中学



体験内容 情報共有

児童生徒課



KATARIBA

支援計画 コーディネーター



- ・面談
- ・学校見学
- ・体験授業(1時間~)

## (2-2. 支援計画の作成)

担当相談員



支援計画の共有

児童生徒課



支援計画の共有

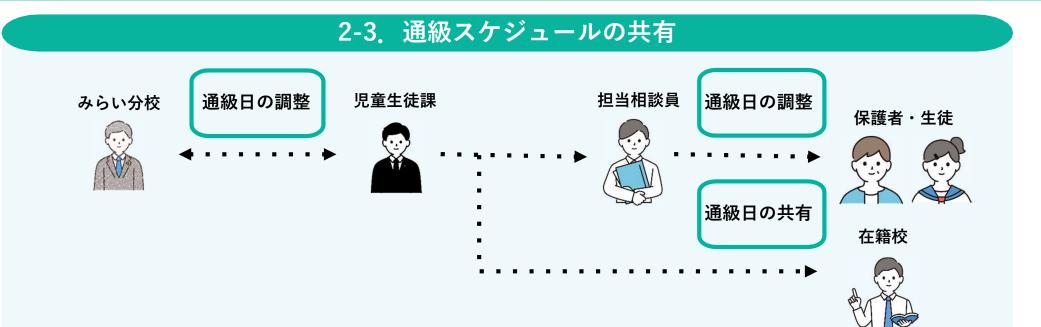


みらい分校



## 松戸市での実施フロー (案)

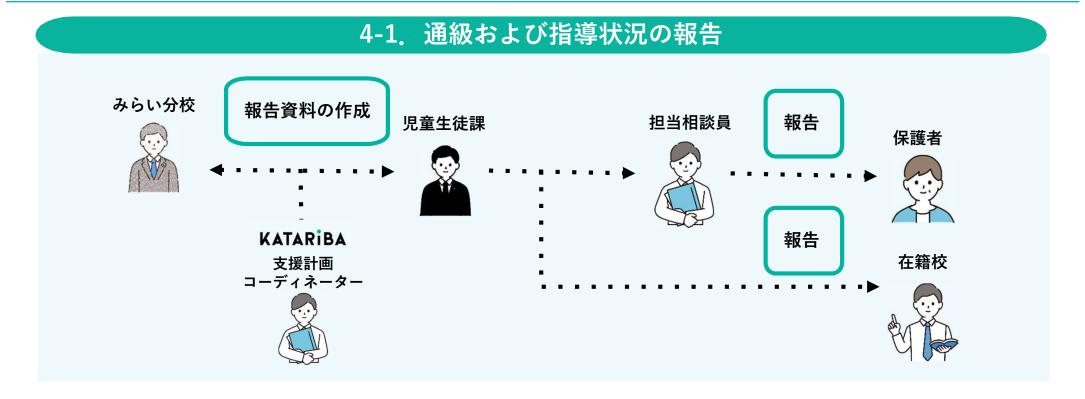






## 松戸市での実施フロー (案)





※ ここに記載している「松戸市での実施フロー(案)」は提案ベースのものである。 各ステークホルダーの役割や接続の流れなどについては実態に即して修正を行っていく。

## 松戸市における実施までの流れ



#### 3. 学齢生徒受け入れ段階

- ・令和6年3月14日時点で、**生徒1名が夜間中学への通級を希望**しているが、学校見学や体験に関しては来年度以降になる。
- ・令和6年度教育施策方針において、不登校支援の方針として「さらに、**松戸市教育支援センターの機能強化の一環として、第一中学校みらい分校と連携し、日中に通級することが困難な不登校生徒が夕方からでも学習することができる仕組みづくり**に取り組んでまいります。」と記載され、教育支援センターの機能強化の一環として施策に位置づく。

#### 子どもたちのための安心・安全・快適な教育環境を確保

次に、スクールソーシャルワーク事業につきましては、開始から7年が経過し、多様化、複雑化する社会の中で、児童生徒が抱える不安やストレスに関する相談の要望は年々増加してきております。スクールソーシャルワーカーを3人増員するとともに、小金地区に拠点校を移設し、市内全体をカバーするスクールソーシャルワークのネットワークを整備してまいります。また、拠点型と派遣型を併用する本市独自の支援体制によって、教育と福祉・医療各分野との連携を活かした児童生徒の支援を行ってまいります。

また、不登校支援のための松戸市教育支援センターの事業である「ふれあい学級」、「ほっとステーション」、「教育相談」等の支援体制の充実と周知を図るとともに、施設内の机、椅子などの備品を温かみのある木製素材に変えることにより、児童生徒に安らぎを与え、心地よい学習環境づくりを進めてまいります。さらに、松戸市教育支援センターの機能強化の一環として、第一中学校みらい分校と連携し、日中に通級することが困難な不登校生徒が夕方からでも学習することができる仕組みづくりに取り組んでまいります。

引用元:松戸市教育委員会「令和6年度教育施策方針」(令和6年2月22日) https://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/annai/seisaku/housin/R6 kyouikusisaku.html

## 実施内容の概要



A。夜間中学設置自治体の支援 (夜間中学コーディネーターの育成) B. 夜間中学全体の広報活動の支援 (夜間中学の認知向上・理解促進)

- A-1. 実施自治体への支援
- A-2. 実施検討自治体への支援
- A-3. 実施予定自治体へのヒアリング
- A-4. 学びの多様化学校へのヒアリング

#### B-1. 教育委員会に対する事業説明

- 夜間中学設置促進説明会
- -個別の事業説明
- B-2. インタビュー記事の公開

#### 実施体制

事業受託者:認定特定非営利活動法人カタリバ 2023年7月~2024年3月15日

統括責任者: 今村 久美 (代表理事)

事業責任者:渡邊 雄大 事業担当者: 内藤 沙織

## B-1. 教育委員会向け事業説明



#### ① 夜間中学設置促進説明会における令和4年度成果報告

日時: 令和5年7月27日(木曜日)14時00分~16時00分

方法:オンライン

対象:各都道府県、各市区町村の教育委員会及び首長部局

(福祉部局等)

題目:夜間中学における不登校学齢生徒の登校可能性につ

いて~教育の機会を広げる新たな展望~(認定特定

非営利活動法人カタリバ 渡邊雄大)

▶約220名の参加登録があり、「学齢生徒の通級モデル」について一定の認知を 促すことができた。

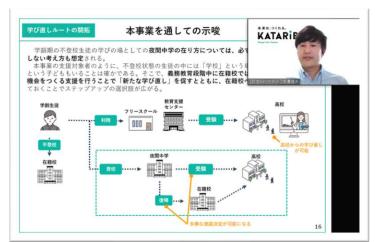
#### ② 個別の事業説明 (沖縄県教育委員会)

日時: 令和5年11月16日(木曜日)17時00分~18時30分

内容:足立区立第四中学校夜間学級へ沖縄県教育委員会から視察があった際、学齢生徒の

通級モデルについて説明を求められ行った。

#### ↓発表の様子



## B-2. インタビュー記事の公開



令和4年度に実施した足立区における実証実験にお いて、夜間中学に通級していた不登校の学齢生徒の成 長の物語を、本人に対するインタビューをもとに記事 として発信を行った。

夜間中学での経験を経て、在籍校への復帰や高校受 験に挑戦するというストーリーは、「♡(スキ)」の 数や下記のようなコメントから、夜間中学の新しい役 割の広報に一定の成果があったと思われる(NPOカタ リバのフォロワー数576、note記事の年間平均 ♡36、2024年 3月4日時点)。



高校の夜間定時制は知っていましたが、夜間中学の存在は自分の自治体で聞いたことがな かったので、私も知りませんでした。昼間でも夜間でも、子どもたちの居場所があるとい うことは、大切なことですね。夜の方が通いやすい子もいるというのは、なるほどでし

学びの場を広げ、自己実現を手助けする。心が温かくなる記事をありがとうございます!

〈記事のURL〉

https://note.com/katariba/n/nf4b7c93e1be4?nt=comment 8101524

no+e

ログイン

会員登録



「俺、普通の中学生をしたい」不登校だった中1男 子が夜間中学と出会って、高校受験を目指すま 7

 $\bigcirc$  63

NPOカタリバ|教育・子ども支援 2023年11月2日 17:00

家庭でも学校でもない、第3の居心地が良い場所「サードプ レイス」。

そこは、子どもたちが親や教員、友だちとも違う人たちと 出会い、さまざまな価値観や可能性にふれられる場所。や りたいことが見つかったり、自分の良さに気づくことがで きたりなど、世界が広がる場所でもあります。

## B-3. 夜間中学に関する各種研修への参加

KATARIBA

夜間中学に関する各種研修に参加し、夜間中学の動向について知見を深めながら関係者と 対話を行い、本事業の方向性に対する意見交換を行った。

> 新たな事業 の方向性を **、** 検討

#### 千葉市立真砂中学校かがやき分校視察





▲授業を受けている生徒の様子

#### 全国夜間中学研究大会への参加





▲研究大会の様子

#### 天理市立北中学校夜間学級視察

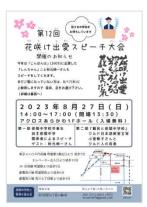




▲公開授業の視察

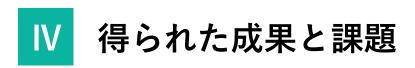
#### イベント・シンポジウムへの参加











## IV. 得られた成果と課題



#### ポイント① 夜間中学における学齢生徒の通級モデルの拡がり

## 成果

- ・足立区に加えて、千葉県松戸市において通級受け入れ準備が整う
  - →異なる「夜間中学コーディネート」像の検証
- ・夜間中学設置検討段階で学齢生徒通級モデルの採用を検討
  - →特例校化モデルとの比較検討

#### 課題

- ・自治体による通級モデル導入までのハードルの高さ
- ・必須条件としての教育支援センターとの連携

## ポイント② 夜間中学ターゲット層の拡張

#### 成果

- ・夜間中学通級モデルの認知向上
- ・不登校生徒の卒業後の学び直しの場としての認知向上

## 課題

- ・対象生徒接続の難しさ(コーディネーターの専門性)
- ・ニーズ潜在層へのアプローチの難しさ(広報活動の難しさ)

# ポイント①:通級モデルの拡がり



事業 効果 令和4年度に先進事例として始まった足立区での取り組みに加えて、松戸市においても夜間中学への学齢期の不登校生徒通級受け入れの準備が整った。加えて、これから開校予定の自治体においても通級モデルの導入の検討が行われており、夜間中学における学齢期の不登校生徒の受け入れが浸透し始めている。

- **2** 足立区に加え、松戸市において
- 夜間中学への学齢期の不登校生徒通級受け入れの準備が整う

#### 2. これから開校予定の自治体において通級モデル導入の検討が行われている

名古屋市及び三重県において、**学齢期の不登校生徒通級モデルの検討**が始まる 名古屋市立夜間中学設置基本計画:

https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000163/163859/keikakuhonpen.pdf

「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校(仮称)設置基本方針」最終案」:

https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001118166.pdf

## ポイント①:通級モデルの拡がり



事業 効果 通級モデルの拡がりにより、異なる「**夜間中学コーディネーター」像について 検証**行うことができた。

加えて、夜間中学における不登校支援として**通級モデルと「学びの多様化学校** (**不登校特例**)」**モデルの相違点と共通点**があることが明らかとなった。

#### 3. 異なる「夜間中学コーディネーター」像の検証

足立区:民間コーディネーターによる伴走モデル

松戸市:教育支援センター枠組み援用モデル

#### 4. 「学びの多様化学校(不登校特例校)」モデルとの比較検討

学びの多様化学校に入学するためには転校が必要となるという点を除いては、いずれの モデルにおいても**学齢生徒の状況に応じて通級日数や授業内容等について柔軟に対応**して いるという点において共通点があり、**夜間中学における不登校の学齢生徒の受け入れにお いて重要なポイント**であることが明らかとなった。

## 夜間中学コーディネーターの役割



#### ◇異なる「夜間中学コーディネーター」像

令和4年度に実施した**足立区では、民間コーディネーターを中心としたモデルであったのに対して、松戸市のモデルは、既存の教育支援センターの接続モデルを援用**しており、接続から定着までの役割をそれぞれの専門職が分担して行うモデルとなっている。

自治体によって人材の配置や仕組みが異なることから、**今後も自治体によって異なる「夜間中学コーディネーター」像が生み出されることが予想される**。足立区のように専門スタッフを配置することによって、一貫した対応が可能である一方、追加の人員配置が必要でありコストがかかるといったデメリットが存在するが、いずれのモデルにおいても**教育委員会の夜間中学担当部署と不登校支援担当部署の連携を促す核となる人物が必要**となることが明らかとなった。

	コーディネータ― / 事業説明担当	夜間中学への接続	授業伴走	支援計画の作成 / 在籍校への報告	共通点
<b>足立区</b> (令和 4 年 度実施)	弊団体スタッフ	①弊団体に直接問い合わせ ②教育支援センターからの 紹介 ③中学校からの紹介	弊団体スタッ フ・ボランテ ィア	弊団体スタッフ	教育委員会の夜間 中学担当部署と不 登校支援担当部署
松戸市	教育委員会・教育 支援センター相談 員(弊団体スタッ フ)	教育支援センターからの 接続	夜間中学教 員・弊団体ス タッフ(月1 回)	夜間中学教員・ 教育委員会	の連携を促す核となる人物の存在

## 夜間中学コーディネーターの役割



#### ◇コーディネータ─の役割と求められる力

不登校の学齢生徒の夜間中学通級をサポートする**夜間中学コーディネータ**―**の役割は、大きく分けて「接続までのサポート」と「定着までのサポート」の二つ**に分けることができる。さらに、その役割を細かく分類したものが下記であり、前頁で整理したようにコーディネーターの役割をすべて担うモデルと、それぞれの専門職によって分担するモデルが考えられ、下記の挙げた人材等によって分担することが可能だと考えられる。ただし、共通してコーディネーターに求められる力として、「接続までのアセスメントカ」と「定着までの伴走力」が必要となる。

コーディネータ―の役割	担える人材候補	求められる力	
①ステークホルダーへの事業説明	教育委員会、夜間中学教員、民間	・接続までのアセスメントカ ・定着までの伴走力	
②夜間中学への接続 (教育支援センターとの連携等を含む)	教育委員会、夜間中学教員、相談 員・SSW/SC、民間		
③支援計画の作成 (適切な通級日数等の判断)	相談員・SSW/SC、民間		
④定着までのサポート(授業伴走)	夜間中学教員、相談員・SSW/SC、 民間、ボランティア		
⑤在籍校への報告	教育委員会、夜間中学教員、相談 員・SSW/SC、民間		

## 特例校モデルと通級モデルの比較



夜間中学の新しい役割である不登校支援としての活用を考える際、不登校特例校化モデルと 通級モデルについて下記のような相違点と共通点があることが明らかとなった。

	学びの多様化学校(不登校特例校) を併設するモデル	夜間中学に通級するモデル(通級制)	
特徴	特別な教育課程による授業 通常の夜間中学の時間に加えて 0時間目の追加授業	在籍校を持ちながら、 夜間中学に通う 一定要件を満たす場合、指導要録上出席 扱いとすることが可能	
メリット	(生徒側)特別な教育課程 (学校側)学齢生徒のニーズに特化した 授業の実施	(生徒側)週1からの利用も可能 在籍校への復帰や教育支援センターの利 用への変更など <b>柔軟な支援枠組み</b> (学校側)特別な授業準備の必要なし	
課題	(生徒側)転校が必要 (学校側) 0 時間目の教職員の負担	(生徒側)夜間中学での学びの記録の 活用方法への不安 (学校側)在籍生徒への配慮、コーディ ネーターの必要性	
共通点	夜間中学に求められる様々なニーズへの対応 生徒の状況に応じた柔軟な対応		

# ポイント②: 夜間中学ターゲット層の拡張 KATARiBA

事業 効果 不登校支援の選択肢の一つとして夜間中学通級モデルの認知向上、教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの支援者による卒業後の接続先としての理解の深まりにより、**若年層の学び直しの場**という夜間中学の新しい役割に対する認知が向上している。

#### 1. 夜間中学通級モデルの認知向上

令和4年度に実施した足立区における通級モデルの浸透

→令和5年度にも新規の学齢生徒(中学2年生)の通級事例が創出された。

#### 2. 不登校生徒の卒業後の学び直しの場としての認知向上

足立区において不登校生徒の卒業後の学び直しの場としての認知が拡がり、教員やスクールソーシャルワーカーの勧めによる接続検討事例が生まれている。